

山梨県公報

第二千三百二十四号

平成二十五年

五月二十七日

月 曜 日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の一部改正……………三三三
 保安林の指定の解除の予定……………三三四
 道路の区域変更……………三三四

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三三四
 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………三三四
 土地改良区役員の退任及び就任……………三三五
 基本測量の終了……………三三六
 基本測量の実施……………三三六
 一般競争入札について……………三三六
 人事委員会……………三三六
 職員団体の解散届出書の受理……………三三七
 公安委員会……………三三七
 一般競争入札について(三件)……………三三七
 正 誤……………三三七
 平成二十五年三月二十八日付号外第十八号中……………三四三

告示

山梨県告示第百八十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五条の二第一項」を「(昭和四十二年山梨県条例第五十五号)第五条の二第一項」に改め、本則の表を次のように改める。

| 年 齢 階 層 | 最 低 限 度 額 | 最 高 限 度 額 |
|-------------|-----------|-----------|
| 二十歳未満 | 四、五〇三元 | 一一、九三五円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、〇〇七円 | 一一、九三五円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、六一八円 | 一三、六三四円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、一一二円 | 一六、一三〇円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、五二七円 | 一八、五三五円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、七四一元 | 二一、九一一円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 六、八六一円 | 二四、四五五円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、四七九円 | 二四、九九五円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 五、八一一元 | 二三、一七一円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 四、六八三元 | 一九、八一六円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九五〇円 | 一四、三七六円 |
| 七十歳以上 | 三、九五〇円 | 一一、九三五円 |

附 則

- (施行期日)
- この告示は、公布の日から施行する。
 - (適用区分)
 - この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市芦安戸倉字野呂川入西方一六八四・字野呂川入一六八五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 路線名 塩平窪平線

三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 延 長 (メートル) |
|--|-------------|-------------|---------------|
| | 旧 | 新 | |
| 山梨市牧丘町西保中字古宿道下一八六六番の一地先から 山梨市牧丘町西保中字鳥足一六三四番の二地先まで | 五・九 一四・七 | 六・六 四二・七 | 四九七・四 |

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十五年五月十六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会
 - 代表者の氏名 大澤 英一
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目三十五番一号
 - 定款に記載された目的
この法人は、市民参画型の共生社会をめざして、「耕そう・まこつ・育てよう」の理念のもとに、県民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア・NPO活動の啓発、普及、支援等を行い、新しい公共をめざす協働の県民ボランティア運動を推進し、ノーマライゼーションの実践による豊かな社会の創造と向上に貢献することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十五年五月二十日から同年七月十九日まで

- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

| | | | | |
|----|-------|---|---------|---|
| 監事 | 萩原 文雄 | 同 | 市之蔵二九番地 | 同 |
| 同 | 武井 正導 | 同 | 九五八番地一 | 同 |

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十五年四月二十五日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年五月二十七日

- 一 作業種類 基本測量（機動観測） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十五年五月十日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年五月二十七日

- 一 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十五年六月十日から平成二十六年二月二十八日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品の名称及び数量 情報処理実習装置 二式
 - 2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十五年八月三十日

4 納入場所

知事が指定する場所（県立谷村工業高等学校他一校）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年六月三日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十五年六月六日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月八日（月）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computers for Educational Use in High School Information Processing Classes 2 units

2 Date and time for tender

2:00PM July 8, 2013

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamashiro Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashiro 400-8501 Japan

TEL:055-223-1395

人事委員会

● 職員団体の解散届出書の受理

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第十項の規定に基づいて職員団体の解散の届出のあつた次の団体の解散届出書を受理した。

平成二十五年五月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

| 団体の名称 | 登録番号 | 受理年月日 | 主たる事務所の位置 | 備考 |
|----------------|--------|-----------------|------------------------|--------------|
| 山梨教育運動 ユニオン | 山梨県第八号 | 平成二十五年五 月十七日 | 山梨県西八代郡市川 三郷町上野三〇七二 | 単一体・非 管理職 |

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月二十七日

山梨県警察本部長 真 家 悟

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 借入期間
- 4 借入場所
- 5 入札方法
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 借入説明書で定める内容等であること。
- 8 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 9 山梨県警察本部長が指定する場所
- 10 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 一般競争入札の参加資格
- 12 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 13 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 14 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 15 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
 - 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
 - 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
 - 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十五年六月十七日（月）までの山梨県の休日定める条

例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月八日（月）午前十時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年七月五日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当（郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年六月二十四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for IC Driving License Administration System, 1 Set

2 Date and time for tender

10:00AM July 8, 2013

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Shimotakasuna Mirami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月二十七日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

電子署名生成装置 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年六月十七日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月八日（月）午前十一時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年七月五日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶

務担当（郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年六月二十四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

An e-signature generation device, 1 Set

2 Date and time for tender

11:00AM July 8, 2013

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Shimotakasuna Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月二十七日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

IC 運転免許証追記装置 十六組

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金

額を入札書に記載すること。

- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、そのに係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

- （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十五年六月十七日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年七月八日（月）午前十一時三十分 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム
 - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十五年七月五日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当（郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地）に必着すること。
 - 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年六月二十四日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否
要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

IC Driving License Card Terminal for append, 16 Set

2 Date and time for tender

11:30AM July 8, 2013

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Shimotakasuna Mirami-Ajps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533

正 誤

平成二十五年三月二十八日付山梨県条例第三十三号(山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例)

二ページ上段終わりから五行目及び終わりから四行目を削除する。

二ページ下段二行目から九行目までは次のとおり誤り。

「第七条第六号」に、「同条第五号」を、「同条第七号」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番